

消制度第 200 号  
平成 30 年 8 月 31 日

特定非営利活動法人知的財産振興協会 御中

消費者庁消費者制度課長  
(公印省略)

## アダルトビデオ出演強要問題と 消費者契約法の適用について (周知)

日頃より、消費者行政への御理解をいただき、厚く御礼を申し上げます。

昨年 9 月、アダルトビデオ出演強要問題と消費者契約法の適用について、別添 1 を差し上げたところですが、平成 30 年通常国会において、消費者契約法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 54 号）が成立し、平成 31 年 6 月 15 日より、改正された消費者契約法が施行されます（別添 2）。

今回成立した消費者契約法の一部を改正する法律は、取り消しうる不当な勧誘行為、無効となる不当な契約条項の追加等をするものです。例えば、事業者が、出演契約を締結する前に、出演契約の締結を目指して撮影の準備をし、出演をしないのであればその費用を支払うよう告げて勧誘したため、女性が困惑し、契約を締結してしまった場合などには、消費者契約法が適用されるのであれば、その女性はその出演契約を取り消すことが可能になります。

関係各位におかれましては、改正された消費者契約法の規律を御理解いただき、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項を用いられたりすることがないように御留意いただいた上で、被害の防止・救済への御協力を御願いたします。

本件担当： 消費者制度課 (03 - 3507 - 9166)
------------------------------------

消制度第 162 号  
平成 29 年 9 月 15 日

特定非営利活動法人知的財産振興協会 御中

消費者庁消費者制度課長

## アダルトビデオ出演強要問題と 消費者契約法の適用について（周知）

日頃より、消費者行政への御理解をいただき、厚く御礼を申し上げます。

近年、女性に対し、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題が発生しております。この問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて、その根絶に取り組むこととされております（平成 29 年 5 月 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）。

アダルトビデオへの出演を強要された被害者とプロダクション等との間には契約が成立していると考えられますが、この契約については、別添のとおり、消費者契約法の適用があると考えられる場合があります。

消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

- ① 重要事項について事実と異なることを告げること、
- ② 消費者（被害者）が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず退去させないこと  
などの事業者（プロダクション等）の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結された契約を取り消すことができます。  
また、
- ③ 契約の解除に際して、事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定める契約条項
- ④ 消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項  
などの不当な契約条項は無効となります。  
さらに、
- ⑤ 上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができます。

関係各位におかれましては、このような消費者契約法の規律を御理解いただき、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項を用いられたりすることがないよう御留意いただいた上で、被害の防止・救済への御協力を御願いたします。

本件担当：消費者制度課  
消費者契約法担当 (03 - 3507 - 9148)  
消費者団対訴訟制度担当 (03 - 3507 - 9252)

以上

## 消費者契約法の適用範囲

消費者契約法は、「消費者」と「事業者」との契約（消費者契約）について、労働契約を除いて、広く適用されます。

ここで「消費者」とは、事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く個人を指し、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約当事者となる場合の個人を指します。そして、「事業」とは「一定の目的をもってなされる同種行為の反復継続的遂行」をいうものです。

## (参考1) 消費者と事業者

消費者	個人（事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く。）
事業者	①法人その他の団体 ②事業として又は事業のために契約当事者となる場合の個人

## (参考2) 消費者契約法の適用範囲

契約当事者	消費者契約法の適用
消費者と消費者との契約	なし
消費者と事業者との契約	あり（労働契約を除く。）
事業者と事業者との契約	なし

したがって、例えば、これまでアダルトビデオに出演したことの無い女性が街を歩いていたところ突然スカウトされ、継続する意図なくアダルトビデオに出演する契約を締結したような場合などには、この女性は「消費者」に該当すると考えられます（なお、女性とプロダクションとの契約において、複数のアダルトビデオに出演することを内容とする包括的な出演契約が締結されることもあります。個別事情にもよりますが、包括的な出演契約であることから、直ちに、当該女性が「消費者」に該当しないこととなるわけではありません。）。

## &lt;経緯&gt;

平成28年改正  
 ・過量契約の取消権  
 ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】  
 今後の検討課題について  
 必要な措置を講ずる旨

消費者  
 委員会  
 答申  
 (29年8月)

平成30年改正  
 消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、  
 消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

## 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

## ① 社会生活上の経験不足の不当な利用

## (1) 不安をあおる告知

例: 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

## (2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例: 消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けられない」と告げて勧誘

## ② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例: 認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

## ③ 靈感等による知見を用いた告知(※)

例: 「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

## ④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例: 注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

## ⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例: 「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売  
 → 故意要件に重過失を追加

※衆議院において追加された規定

## 無効となる不当な契約条項の追加等

## ① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例: 「借入(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸入(事業者)は契約を解除できる」

## ② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例: 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

## 事業者の努力義務の明示

① 条項の作成: 解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供: 個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日  
 (平成31年6月15日)